

千葉市議会議員の政治倫理に関する条例に基づく資産等報告書等の閲覧に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市議会議員の政治倫理に関する条例（平成22年千葉市条例第58号。以下「条例」という。）第7条第2項及び第9条第9項並びに千葉市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程（平成22年千葉市議会訓令（甲）第1号。以下「規程」という。）第11条及び第14条の規定による資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書並びに調査報告書（以下「報告書等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧方法)

第2条 報告書等を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、議会事務局の受付において、報告書等閲覧（複写）請求書（様式第1号）に必要な事項を記入後、職員の立ち会いのもと、次条第1項に定める閲覧場所で閲覧することができる。

(閲覧場所及び閲覧時間)

第3条 規程第11条第2項の議会の議長が指定する報告書等の閲覧場所は、議会事務局長がその都度指定する会議室等とする。

2 規程第11条第2項の議会の議長が指定する報告書等の閲覧時間（以下「閲覧時間」という。）は、午前9時から午後5時15分までとする。ただし、議会事務局長が特に必要があると認めるときは、閲覧時間を変更することができる。

(写しの交付等)

第4条 閲覧者は、報告書等の写しの交付を請求することができる。なお、その場合には、報告書等閲覧（複写）請求書に必要な事項を記入し、職員に提出するものとする。

2 報告書等の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担するものとする。

(閲覧者の遵守事項)

第5条 閲覧者は、規程第11条第2項から第5項に定める事項を遵守するほか、職員の指示に従うものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 政治倫理の確立のための千葉市議会の議員の資産等の公開に伴う報告書の閲覧に関する要綱は廃止する。
- 3 政治倫理の確立のための千葉市議会の議員の資産等の公開に関する条例、（平成7年千葉市条例第51号。）の定めにより提出された資産等報告書、資

産等補充報告書、所得等報告書、関連会社報告書の閲覧については、この要綱の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

報告書等閲覧(複写)請求書

閲覧(複写)請求日	年 月 日	※受付番号	
氏 名 〔法人その他の団体にあつては〕 その名称及び代表者の氏名			
住 所 〔法人その他の団体にあつては〕 主たる事務所の所在地			
<p>【閲覧(写しの交付)を請求する報告書】 閲覧したい報告書の□にレ印をつけてください。なお、写しの交付を受けたい場合は、()内の□にもレ印をつけてください。</p>			
<p><input type="checkbox"/> 年 月 日現在の資産等報告書 (<input type="checkbox"/> 写しの交付) (議員名)</p> <p><input type="checkbox"/> 年12月31日現在の資産等補充報告書 (<input type="checkbox"/> 写しの交付) (議員名)</p> <p><input type="checkbox"/> 年分の所得等報告書 (<input type="checkbox"/> 写しの交付) (議員名)</p> <p><input type="checkbox"/> 年 4月 1日現在の関連会社等報告書 (<input type="checkbox"/> 写しの交付) (議員名)</p> <p><input type="checkbox"/> 年 月 日請求分調査報告書 (<input type="checkbox"/> 写しの交付) (議員名)</p>			

注 ※欄には、記入しないでください。

--	--	--